

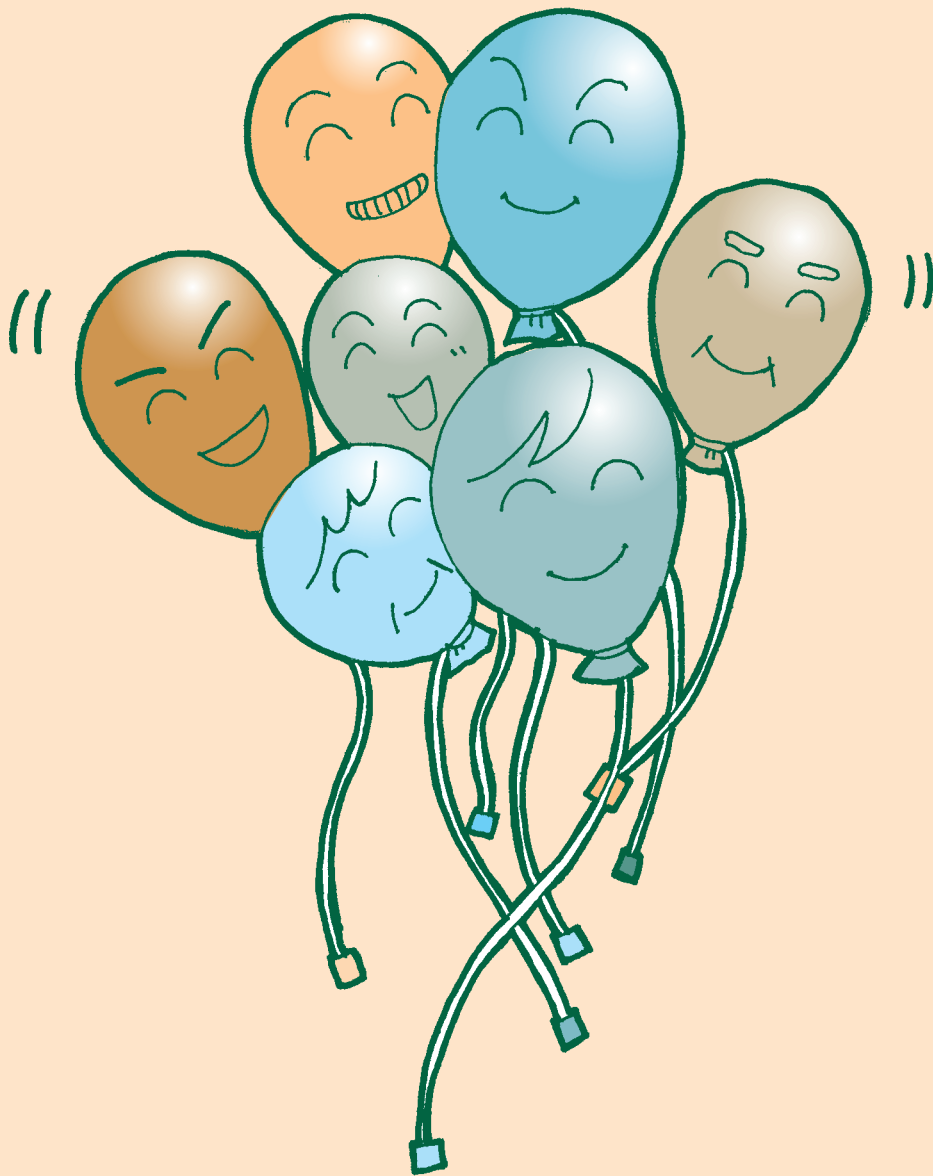
ダイジェスト版

第3次

会津若松市男女共同参画推進プラン

～たがいに認めあい、支えあう社会を目指して～

改訂版



会津若松市

■計画の体系

基本理念 《基本目標》

《施策の方向性》

すべての市民が、性別にかかわらず一人の人間として尊重され、その個性や能力を十分に発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、支え合い、責任を担う社会を目指します。

I 男女平等のための意識づくり

1 反発・誤解解消

2 子どもの基点化

3 男性のチャレンジ／家族いきいき

4 女性のステップアップ

5 国際理解と国際交流活動の推進

II 男女共同参画の社会環境づくり

6 男女がともに働きやすい環境づくり

7 女性のチャレンジ支援

8 市民主役化

9 男女共同参画推進活動のネットワーク化

10 市役所が率先していく改革

11 拠点となる機能の整備

12 調査／情報収集と提供

III 人権が侵害されることのない社会づくり

13 権利擁護

進 行 管 理

5年間の計画の内容について評価し公表する

《重点事業》

- 1 情報紙等による広報・啓発
- 2 関係図書・ビデオの整備
- 3 出前講座等の実施

- 4 男女混合名簿導入の推進
- 5 男女平等に関する作文募集
- 6 教育の場における男女平等教育の推進
- 7 生きるための性教育の推進

- 8 おもしろい・楽しい、家事育児事業
- 9 家族いきいき事業
- 10 家族経営協定推進事業

- 11 女性のためのステップアップ講座の実施
- 12 「きらめき女性塾」の開催
- 13 女性の人材情報の整備
- 14 審議会等の女性登用促進

- 15 国際理解と国際交流活動の推進

- 16 事業主理解促進
- 17 男女共同参画推進事業者表彰
- 18 就労・生活環境などの整備促進
- 19 子育て家庭への各種サービスの充実

- 20 女性の就業支援
- 21 農村女性の活動支援

- 22 NPO活動支援事業

- 23 男女共同参画推進活動のネットワーク化

- 24 庁内推進体制の充実・強化
- 25 女性職員のエンパワーメント／女性職員登用の促進
- 26 セクシュアル・ハラスメント防止事業
- 27 育児休業等を取得しやすい環境の整備

- 28 拠点となる機能の整備

- 29 市民意識調査・実態調査の実施
- 30 統計資料等の整備

- 31 刊行物の表現の見直し
- 32 女性への暴力の根絶
- 33 相談窓口の拡充
- 34 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

- 市民意識調査
- 事業の進捗状況についての調査
- 男女共同参画のデータブック作成

計画推進の視点

男女の人権尊重の視点

ジェンダーに敏感な視点

女性のエンパワーメントの
拡大の視点

この計画は、男女共同参画社会の形成を
推進していく上での基本方針となるものです。

今、私たちの目の前にある問題は何か、
それをどう解決しようとするのか、をできるだけ具体的に示し、
むこう5年間で講じていく施策を明らかにした、
実行性のある計画となっています。

計画の基本理念

すべての市民が、性別にかかわらず一人の人間として尊重され、
その個性や能力を十分に発揮することができ、あらゆる分野にとも
に参画し、支え合い、責任を担う社会を目指します。

計画の基本目標

- I 男女平等のための意識づくり
- II 男女共同参画の社会環境づくり
- III 人権が侵害されることのない社会づくり

計画推進の視点

基本理念に掲げる社会を実現するため、すべての施策
について、次の3つの視点で計画を推進します。

- ・男女の人権尊重の視点
- ・ジェンダーに敏感な視点
- ・女性のエンパワーメントの拡大の視点



計画の位置づけ

この計画は、「第6次会津若松市長期総合計画『新生会津 未来創造』」を上位計画とし、「男女がともに自立して尊重しあうまち」の具現化に向け、男女共同参画推進に関する施策の方向性と具体的な取組みを、示したものです。

計画の期間

2009(平成21)年度から2013(平成25)年度までの5年間です。

基本目標Ⅰ 男女平等のための意識づくり

問題点…

人々の意識の中に長い時間かけて形作られてきた、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際に障害になっています。男女がお互いに尊重し、対等なパートナーとして参画できるよう、男女平等意識を確立していく必要があります。

これからの社会を担う子どもたちが、当然の感覚で男女平等の生き方ができるよう、学校のみならず生活のあらゆる場面においても、男女平等教育をさらに進めることが重要です。

また、家族形態の多様化や女性の社会参画が進む中、家事、育児等を女性だけに負担させることなく、男性の役割も含め、家族全体で考えていくことが、性別による固定的役割分担意識の是正にもつながり、男女共同参画を目指す第一歩ともなるわけです。

さらに、日常生活の国際化が進む中、国内の状況を把握するだけでなく、国際的視野をもった取組みも求められています。

解決するために…

反発・誤解解消

情報紙の作成や関係図書の整備等を行い、正しい知識を啓発します。さらには、小中学校、商店街、町内会等と連携して出前講座を実施し、意識の浸透を図ります。

子どもの基点化

「子ども人生講座」や作文コンクールの実施等、学校教育の中で男女平等教育を推進します。

男性のチャレンジ／家族いきいき

男性が自分の問題として考えるきっかけづくりや女性だけに家事等の負担がかからないよう、家族みんなで協力する大切さについて学び、実践する講座を開催します。

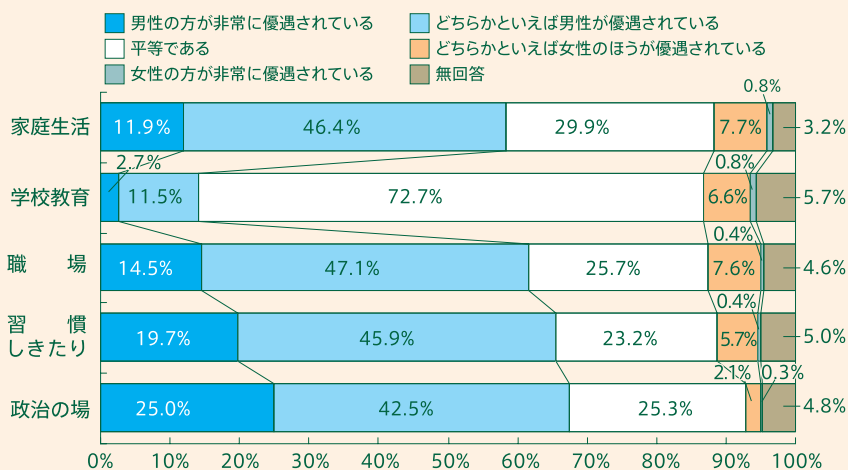
女性のステップアップ

各分野の知識を深め、責任ある行動力や判断力を高める研修を開催し、政策決定の場に参画できる人材を育成します。女性の人材リストを作成し、市の審議会等における女性委員の割合を増やしていきます。

国際理解と国際交流活動の推進

国際的な視野を持つことができるよう、情報の収集、提供に努めます。また、在住外国人とのふれあいを通じ、様々な生活慣習への理解を深め、意識改革につなげます。

●男女の地位の平等感について



人々の意識の中に、学校教育については平等であり、その他の領域では、男性が優遇されていると感じている人が多いことがわかります。特に「慣しきたり」においては、平等であると感じている人は、ほぼ2割にとどまっています。

資料：平成19年度男女共同参画に関する意識調査

基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり

問題点…

男女がともに家庭での責任を担うことや、仕事を持つ男女が仕事と家庭や地域社会における責任をともに果たしていくことは、男女共同参画社会の最も基本的な考え方のひとつとなっています。

そのためには、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保とともに、仕事と家庭生活が両立できる支援体制の充実など、男女がともに家庭や地域活動に参画できる社会づくりが求められています。

また、男女共同参画をさらに推進するためには、市民が自らの問題としてとらえ活動することが基礎となり、地域で活動している団体や個人が、行政と対等にそれぞれの立場で情報を共有し、より効果的に力が発揮できる協働の態勢づくりが重要です。

さらに、社会一般が正しいとは知りながら、なかなかその方向に動いていない事柄について、市が率先して取り組むことによってその効果を示し、社会を誘導していくことも、重要な役割の一つであると考えます。

解決するために…

男女がともに働きやすい環境づくり

男女共同参画を推進している優良品業者を表彰するなど、事業主への理解促進を図ります。また、職業生活と家庭生活との両立ができるよう、職場環境の整備促進や制度等の普及・啓発に努めます。

女性のチャレンジ支援

女性が就業等にチャレンジするために必要な支援策についての情報の提供を行います。また、地域で活動している女性農業者の育成及び活動支援を行います。

市民主役化

男女共同参画に関する研修や啓発活動を継続的に行う市民団体や個人が、より広い市民理解に向けた地域の核となるよう、これらの活動を支援します。

男女共同参画推進活動のネットワーク化

男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体と行政との協働をさらに進め、積極的かつ効果的な施策の展開を図ります。

市役所が率先していく改革

職場における男女共同参画の意識づくりとより良い職場環境に向けて、庁内推進体制の充実・強化を図ります。

拠点となる機能の整備

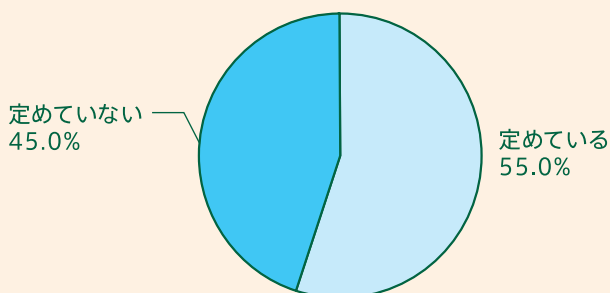
男女共同参画社会の実現に向けて、学習や交流、情報の収集・提供など、市民が主体的に活動できるよう、活動拠点となる機能の整備をしていきます。

調査／情報収集と提供

市民意識調査やデータ収集など、男女を取り巻く現況の把握に努めます。

●育児休業制度の有無

会津若松市



本市では、育児休業制度を定めていない事業所が45%と高く、仕事と家庭の両立支援が進んでいない現状が伺えます。

男女がともに働きやすい職場環境や制度等の整備が企業に求められています。

基本目標Ⅲ 人権が侵害されることのない社会づくり

問題点…

暴力は、本来その形態を問わず決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、人権を著しく侵害する重大な問題であるにもかかわらず、個人の問題、家庭内の問題として多くが見過ごされてきました。

現実には、性犯罪における被害者や、夫婦間の暴力における被害者は、女性の割合が高いことから、特に、女性に対する暴力について一層の対策が必要とされています。

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、ややもすると潜在化してしまうことの多いこの問題は、地域が一体となって総合的な取り組みを行うとともに、関係機関と連携し、人権の擁護に敏感な社会づくりを進めることが求められています。

解決するために…

権利擁護

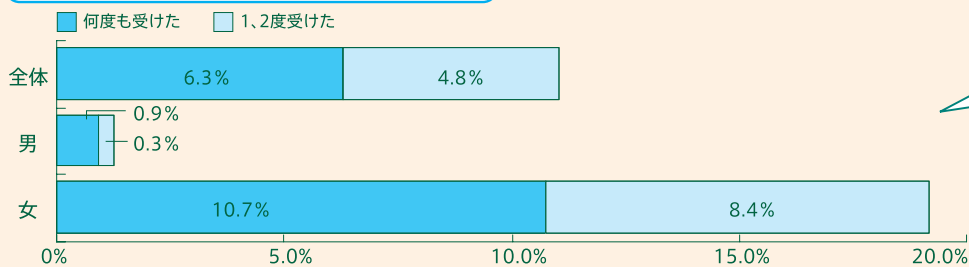
女性への暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止を、広く市民へ啓発します。

DV等の問題には、迅速かつ的確に対応できるよう、相談窓口の拡充や、相談機関相互の連携を強化していきます。

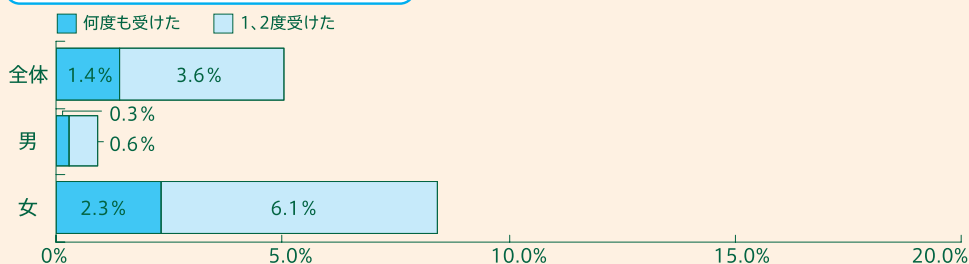
リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女がともに関心を持ち、正しい知識、認識を深めるよう情報を提供していきます。

●ドメスティック・バイオレンス(DV)について

大声で怒鳴るなど人格を否定するような言動



医師の治療が必要でない程度の暴力



DVは、男性から女性に対する暴力が圧倒的に多いことがわかります。また、人格を否定するような言動(精神的暴力)については、日常的に繰り返し行われていることが伺えます。

資料:平成19年度男女共同参画に関する意識調査

用語解説

ジェンダー

「男はこうあるべき、女はこうあるべき」など、社会的、文化的につくられた性差。

エンパワーメント

力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

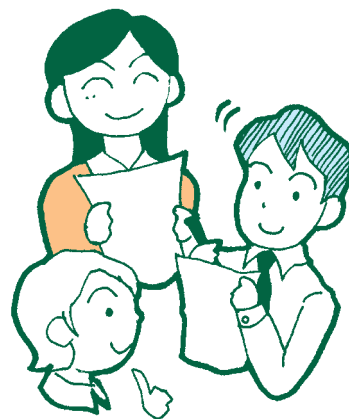
配偶者や恋人など、親密な関係にある者から振られる暴力のこと。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康及びその権利をいう。

計画の推進体制

計画を推進するための体制を整備し、
市民と行政が相互に理解を深めながら、
ともに目標に向かって着実な歩みを進めます。



1. 庁内における推進体制の充実、強化を図ります

庁内連携会議である「会津若松市男女共同参画行政連絡会議」を中心に、男女共同参画に関する施策について全庁一丸となって横断的に取り組みます。
働きやすい職場環境に向けて「男女共同参画職場チェック」の実施及び研修機会や情報提供の充実を図ります。

2. 市民・事業者及び市民団体等との連携を図ります

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者及び自主的活動を行う市民団体等との連携を図るとともに、男女共同参画推進活動のネットワーク化をさらに進めます。

3. 国・県等関係機関との連携を図ります

男女共同参画の推進にあたっては、国、県との連携強化に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。

4. 施策の進行を管理し公表します

34の重点事業について、定期的にその進捗状況を把握し、男女共同参画審議会において施策の妥当性や達成度を評価していきます。

第3次 会津若松市男女共同参画推進プラン 改訂版
ダイジェスト版 平成21年3月発行

会津若松市企画政策部 企画調整課 男女共同参画推進グループ
〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号
TEL 0242-39-1111